

第49号議案

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例の件
神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例
神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年3月条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表神戸市立乙木地域福祉センターの項の次に次のように加える。

神戸市立舞多聞地域福祉センター	神戸市垂水区舞多聞西5丁目11番 5号
-----------------	------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、神戸市立舞多聞地域福祉センターの供用を開始する日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とする。

理 由

地域福祉センターを設置するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市ふれあいのまちづくり条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第 4 条関係)

名 称	位 置
略	略
神戸市立乙木地域 福祉センター	神戸市垂水区美山 台 1 丁目 9 番 40 号
略	略

<u>神戸市立舞多聞地 域福祉センター</u>	<u>神戸市垂水区舞多聞 西 5 丁目 11 番 5 号</u>